

地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定・告示

地方公営企業又は特定地方独立行政法人（以下「地方公営企業等」という。）の職員の非組合員の範囲について、地方公営企業等に勤務する職員が結成、または加入する労働組合について、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会が認定し、告示します。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第3項の規定により、地方公営企業等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を労働委員会に通知しなければならないとされています。

1 認定手続の開始

認定の手続は当該職員が勤務する地方公営企業等や、当該職員が結成又は加入する労働組合からの文書による申出その他の事由に基いて、公益委員会議において必要と認めた場合に開始することとされています。

(労働委員会規則第28条)

※ 認定・告示を受けようとする労働組合の代表者及び地方公営企業等の代表者は、申出書及び必要資料を、当委員会に提出してください。

2 認定手続

労働委員会が認定を行う際には、地方公営企業等及び組合から必要な資料を提出させ、又は関係する者の出頭を求め、その他必要と認める方法により事実の調査を行い、調査が終わったときは公益委員会議で認定しなければならないこととされています。

(労働委員会規則第28条の2)

3 告示

労働委員会が認定を行ったときは、遅滞なく告示することとなっています。

なお、告示には次に掲げる事項を記載することとされています。

- (1) 地方公営企業等の名称
- (2) 組合の名称または表示
- (3) 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（勤務箇所・職名）
- (4) 認定及び告示の年月日
- (5) 委員会名

(労働委員会規則第28条の3)

<お問合せ先>

〒900-0036 沖縄県那覇市西3-11-1（沖縄県三重城合同庁舎7階）

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

TEL 098-866-2551

FAX 098-866-2554